

事務連絡
平成23年8月26日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
後期高齢者医療主管課(部)
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

東日本大震災に係る長期避難世帯の取扱いについて(その3)

東日本大震災により被災した被保険者又は被扶養者に係る一部負担金等の免除及び保険料(税)の減免の取扱いについては、「長期避難世帯」に属する者は、一部負担金等の免除又は保険料(税)の免除を行った場合の財政支援の対象としているところです。

今般、岩手県から別添のとおり公示がされ、長期避難世帯の該当市町村が平成23年3月11日に遡って訂正されましたので、貴管下保険者及び関係団体において下記のとおり適切な取扱いがなされるよう、御配慮願います。

記

1 一部負担金等について

長期避難世帯の認定の取消しにより、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置について」(平成23年5月2日付け保発0502第3号厚生労働省保険局長通知。以下「局長通知」という。)において定める、財政支援の対象となる一部負担金等の免除の要件を、いずれも満たさないこととなる被保険者又は被扶養者(以下この項において「該当被保険者等」という。)については、平成23

年8月31日までの間は、局長通知に規定する「住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をしたもの」として、一部負担金等を免除して差し支えないこと。

ただし、岩手県釜石市、大槌町及び野田村の運営する国民健康保険において、該当被保険者等に対して平成23年8月31日までの間に行った一部負担金等の免除については、局長通知に基づく財政支援の対象とはしないこと。

また、該当被保険者等に対しては、平成23年9月以降に一部負担金等の免除を行ったとしても、局長通知に基づく財政支援の対象とはならないことから、平成23年8月中に免除証明書の返還を求めること。

2 国民健康保険及び後期高齢者医療における保険料（税）について

長期避難世帯の認定の取消しにより、「東日本大震災に係る国民健康保険（組合）災害臨時特例補助金の交付申請及び特別調整交付（補助）金の交付について」（平成23年6月30日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知（以下「国保課長通知」という。）及び「東日本大震災に係る後期高齢者医療災害臨時特例補助金の交付申請及び後期高齢者医療の特別調整交付金の交付について」（平成23年6月30日付け厚生労働省保険局高齢者医療課長通知（以下「高医課長通知」という。）において定める、財政支援の対象となる保険料（税）の減免の要件を、いずれも満たさないこととなる被保険者（以下この項において「該当被保険者」という。）に対して、これまで免除した保険料（税）については、平成23年3月分から8月分まで（平成22年度相当分保険料（税）及び平成23年度相当分保険料（税）の5ヶ月分）は、国保課長通知又は高医課長通知に規定する「長期避難世帯」として、財政支援の対象とするが、同年9月以降分（平成23年度相当分保険料（税）の7ヶ月分）は、国保課長通知又は高医課長通知に基づく財政支援の対象とはしないこと。

ただし、岩手県釜石市、大槌町及び野田村の運営する国民健康保険において、該当被保険者に対してこれまで免除した保険料（税）については、平成23年3月分から8月分までについても、国保課長通知に基づく財政支援の対象とはしないこと。

正 誤

平成23年5月31日付け岩手県報第11068号被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定（平成23年岩手県告示第359号）

誤	正
<p>釜石市大渡町一丁目、大町一丁目から大町三丁目まで、大只越町一丁目、大只越町二丁目、只越町一丁目から只越町三丁目まで、天神町、浜町一丁目から浜町三丁目まで、東前町、魚河岸、新浜町一丁目、新浜町二丁目、港町一丁目、港町二丁目、松原町一丁目から松原町三丁目まで、嬉石町一丁目から嬉石町三丁目まで、大平町四丁目、大字釜石第14地割、大字平田第1地割及び第3地割から第9地割まで、両石町第1地割から第5地割まで、鶴住居町第7地割から第28地割まで、箱崎町第1地割から第11地割まで及び第13地割、片岸町第1地割及び第3地割から第10地割まで並びに唐丹町</p>	<p>釜石市大渡町一丁目、大町一丁目から大町三丁目まで、只越町一丁目から只越町三丁目まで、浜町一丁目、魚河岸、港町一丁目、港町二丁目、松原町三丁目、嬉石町二丁目、大平町四丁目、両石町第1地割及び第2地割、鶴住居町第8地割から第11地割まで、第14地割から第24地割まで及び第28地割、箱崎町第8地割から第10地割まで、片岸町第1地割、第3地割から第7地割まで及び第10地割並びに唐丹町字本郷</p>
<p>上閉伊郡大槌町大槌第14地割、第16地割及び第21地割から第24地割まで、小槌第26地割から第28地割まで、吉里々々第7地割、第8地割、第11地割及び第14地割、上町、本町、末広町、新町、大町、須賀町、栄町、安渡一丁目から安渡三丁目まで、港町、赤浜一丁目、赤浜二丁目、吉里吉里一丁目から吉里吉里三丁目まで、新港町並びに大ケロー丁目</p>	<p>上閉伊郡大槌町新町、大町、須賀町、栄町、港町及び新港町</p>
<p>九戸郡野田村大字野田第11地割、第16地割から第19地割まで及び第29地割</p>	<p>九戸郡野田村大字野田第11地割、第17地割から第19地割まで及び第29地割</p>

正 誤

平成23年7月1日付け岩手県報第11077号被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定（平成23年岩手県告示第417号）

誤	正
釜石市鈴子町、大渡町二丁目、大渡町三丁目、大平町三丁目、駒木町、鶉住居町第29地割、箱崎町第12地割及び片岸町第2地割	釜石市大渡町二丁目